

これまでの評価の概要及び今回の評価の考え方(案)①

国内健康と畜牛のBSE検査の廃止に関する評価(2013年5月・2016年8月評価)

資料 2

生体牛のリスク

◎リスク管理措置が適切に実施されているか？

- ・飼料規制
- ・輸入規制

(・措置の有効性を監視するためのサーベイランス)

◎その結果、『直近11年以内に生まれた牛で定型BSEが確認されているか否か？』

(『11年以内か否か』を目安とする)

↓ 適切に実施/条件を満たしていれば

『今後、発生する可能性は極めて低い』

食肉処理に関連したリスク

◎リスク管理措置が適切に実施されているか？

- ・SRM除去
- ・と畜前検査
- ・ピッシング等の禁止

↓ 適切に実施していれば

『人へのBSEプリオンの曝露リスクの低減措置が採られている』



総合的に評価

vCJD発生のリスク

リスク管理措置を前提として、牛の肉・内臓の摂取に由来する

『BSEプリオンによるvCJDを含む人のプリオン病発症の可能性は極めて低い』

評価結果

月齢条件を「条件なし」とした場合の『人への健康影響は無視できる』

これまでの評価の概要及び今回の評価の考え方(案)②

現状

- ✓ 飼料規制等のリスク管理措置が功奏し、世界全体で定型BSEの発生数は減少。最近では発生がほとんど確認されないまでに至った。
 ※評価対象3か国では、飼料規制が開始されてから長年(少なくとも17年以上)が経過しており、今後も有効な飼料規制が継続されていれば、定型BSEの発生数は限られると考えられる。
 ⇒ 『生体牛のリスク』が大幅に低下。
- ✓ vCJDの発生(少なくともcodon129MM型について)は、ほぼ終息に近い状況。
 ⇒ 実際のvCJDの発生状況も踏まえて、人へのリスクを考察しても良いのではないか？
- ✓ 国際基準(OIEコード)では、リスクステータス分類(『生体牛のリスク』)に関わらず、肉・内臓について月齢条件は課されていない。
 cf. EUは2013年1月に健康と畜牛の検査を廃止。

(参考)
OIEコードの概略

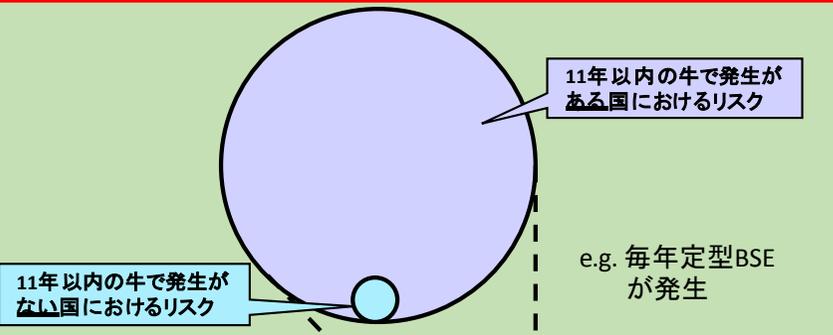
リスク管理措置の適切な実施	11年以内か否か		輸出条件	
			月齢	食肉処理等
○	○	無視できるリスク国	条件なし 〔飼料規制の効果的な施行以降に生まれた牛に由来するもの〕	① 骨を含まない骨格筋(MRMを除く) ・ピッキング等を受けていないこと ・と畜前後検査に合格したこと ② ①を除く生鮮肉及び肉製品 ・と畜前後検査に合格したこと
○	×	管理されたリスク国	条件なし	① 骨を含まない骨格筋(MRMを除く) ・ピッキング等を受けていないこと ・と畜前後検査に合格したこと ・SRMの汚染がないこと ② ①を除く生鮮肉及び肉製品も①と同様
要件を満たしていることを証明できない		不明なリスク国	条件なし	① 骨を含まない骨格筋(MRMを除く) ・ピッキング等を受けていないこと ・と畜前後検査に合格したこと ・SRMの汚染がないこと ② ①を除く生鮮肉及び肉製品 ・①の条件に加え、反すう動物の肉骨粉等が給餌された牛でないこと

これまでの評価の概要及び今回の評価の考え方(案)③

◎イメージ

生体牛のリスク

以前の状況



食肉処理に関連したリスク

リスク管理措置が変わらない

- ・SRM除去
- ・と畜前検査
- ・ピッキング等の禁止

限りその低減効果は一定

現状

『生体牛のリスク』
は大幅に低下

e.g. 定型BSEは
ほとんど発生
がない

全体のリスクに対する『生体牛のリスク』の寄与は相対的に減少しており、『食肉処理に関連したリスク』が評価の中心

◎評価方針に関する提案

- 2013年5月・2016年8月評価までは、『11年以内か否か』も踏まえ、各国における『生体牛のリスク』を個別に判断してきた。
- 一方、『生体牛のリスク』が大幅に低下した現状を考慮すると、

①飼料規制等の牛へのBSE感染防止対策及び②SRM除去やと畜前検査等の食肉処理が適切に実施・継続されていることが確認できれば、月齢条件の変更に伴う食肉等を介した『人への健康影響』は、輸入元国の『11年以内か否か』でほとんど変わらない。

と考えてはどうか？

これまでの評価の概要及び今回の評価の考え方(案)④

◎ 評価方針のポイント

現在の発生状況・リスク管理措置の実施状況を踏まえれば、月齢条件の変更に伴う定型BSEによる『人への健康影響』を評価するうえで、生体牛のリスクについて、『11年以内か否か』を目安とする必要はなく、むしろ『適切なリスク管理措置の実施・継続の下で生産された肉・内臓の安全性』を検証することとしてはどうか？

今回の評価の考え方の案

1. リスク管理措置の点検

国内評価と同様に、各リスク管理措置について点検を行う。

2. 定型BSE

『生体牛のリスク』が大幅に低下した現状を踏まえ、『SRM除去やと畜前検査等の食肉処理を適切に行うことによって、vCJD発症のリスクが「極めて低い」水準に達していると言えるか否か』を検証する。

3. 非定型BSE

「リスク管理措置の適切な実施を前提に、非定型BSEプリオンによるvCJDを含む人のプリオン病発症の可能性は極めて低い」とした国内評価と同じ考え方を適用する。

※2、3については、少なくとも現行のSRMの範囲の妥当性について過去に評価を行っている。今回の評価ではそれ以降の最新知見についても確認する。